

第6期 「次世代育成支援対策推進法」に基づく 一般事業主行動計画の実施状況（令和7年3月末現在）

【計画期間】

令和6年4月1日～令和9年3月31日

目標1： 職員が安心して仕事と子育て等を両立できる環境の整備

《これまでの実施状況》

- 育児休業に該当する職員への制度の周知、男性職員の育児参加や育児休業促進を図るための周知・啓発を実施した結果、令和6年度末現在（※1）の育児休業の状況は以下のとおり。

	男性	女性
育児休業取得者数	64名	165名
育児休業取得率	76.19%	96.49%

※1 対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

※2 計算式：

＜育児休業取得率＞ （男性）育児休業取得者数÷配偶者が出産した人数×100
（女性）育児休業取得者数÷出産した人数×100

- 育児休業から復帰した職員にアンケートを実施し、育児休業を取得した感想などを取りまとめて職員へ情報提供するとともに、育児休業経験者と若手職員の座談会を開催し、情報交換の場の充実を図った。座談会の模様は、機構内報誌にも掲載。
- 休暇制度等の見直し
 - ・育児短時間勤務の対象となる子を「小学校第3学年が修了するまで」から「小学校を卒業するまで」に拡充。
 - ・子の看護等休暇の対象となる子を「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校を卒業するまで」に拡充。
 - ・介護短時間勤務の取得単位を「1時間単位」から「30分単位」に見直し。
- 「出産・育児・介護のための事務手続きハンドブック」を育児休業等に該当する職員に交付し、出産・育児に関する制度の周知を実施。
- 機構内報誌に育児制度の周知・啓発の記事を掲載。

目標2： ワークライフバランスの更なる推進に向けた働く環境の整備

《これまでの実施状況》

- 1日の所定労働時間を8時間から7時間45分に変更。
- 年次有給休暇等の取得の促進（GW、夏季、年末年始）を実施。
- 管理者研修、職場内研修、機構内報誌により休暇制度周知を実施。
- タイムマネジメント等の生産性向上に向けた、研修（新任管理者研修）を実施。
- 時間外労働の縮減の取組として、ノー残業デー（週1回）、完全消灯（月1回、夏季4日間）の実施を徹底。
- 全拠点参加型キャンペーンで寄せられた提案をもとに、時間外勤務縮減につながる業務の効率化を実施。（令和6年度末までに全368項目中223項目を実施。）